

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 9月25日

近畿地方整備局長 布村明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

「ダム・堰施設技術基準(案)」は、ダム・堰・水門等に設置するゲート設備の設計、施工、検査等に必要な技術的事項を定めたものであり、ゲート設備の設計に関して河川管理施設等構造令に準拠した基準として、全国の河川管理施設や許可工作物の技術基準として適用されている。

現行基準は改訂から既に8年が経過しており、耐震設計の考え方や「公共事業コスト構造改革プログラム」の取り組み、「安全・安心が持続可能な河川管理のあり方について(提言)」を踏まえた壊滅的な被害を回避するための設計の考え方や増加傾向にある大規模施設更新や再開発に対する設備設計の考え方など、新たに技術基準に取り入れるべき課題がある。

本業務は以上を踏まえ、信頼性向上技術や効率的な維持管理の考え方を盛り込んだ新しい設計方法の提案を導き「ダム・堰施設技術基準(案)」の改訂するための資料を作成するものである。

本業務の遂行にあたっては、ダム・堰・水門等に設置されるゲート設備の構造に関する高度な技術力、河川管理施設等構造令に関する知識が必要不可欠である。

ダム・堰・水門等に設置するゲート設備及びこれらに関連する設備等について設計、製作、施工、検査に関する調査、研究及び試験、並びに機能保持のための各種の技術的な基準の作成を実施するなど、ゲート設備の信頼性向上技術や効率的な維持管理の考え方を取り入れた新しい設計方法の検討を行うために必要不可欠な、豊富な経験と専門的な知識を有している(社)ダム・堰施設技術協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

(1)業務名 ダム・堰施設設計に関する検討業務

(2)業務内容

他基準との整合性の確認

・「ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書(案)同解説(平成17年6月)」  
等他基準との整合性の確認

・レベル2地震動に対する対応

性能規定化の検討

設計・計画の自由度を増し、信頼性向上やコスト縮減を実現するために基

準の性能規定化の検討  
新技術の導入についての検討  
フェールセーフ設計、施設管理手法の導入の検討  
委員会の開催運営

(3)履行期限 平成20年3月24日

### 3. 業務目的

ダム・堰施設技術基準(案)は、ダム・堰・水門等に設置するゲート設備の設計、施工、検査等に必要な技術的事項を定めたものであり、ゲート設備の設計に関しての技術基準として適用されている。

現行基準は改訂から既に8年が経過しており、他基準との整合や信頼性向上技術、効率的な維持管理の考え方を取り入れた新しい設計方法の提案を導き「ダム・堰施設技術基準(案)」の改訂するための資料をとりまとめるものである。

### 4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

#### 1)基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### 2)技術力に関する要件

ダム、堰、水門等に設置されているゲート設備の構造に関する高度で専門的な技術力と知識を有するとともに、河川管理施設等構造令についても知識を有していること。また、公共施設としての機械設備に適用される技術基準の技術的事項のとりまとめ実績を有すること。

#### 3)業務執行体制に関する要件

業務執行に際し、幅広い視点かつ専門的見地から指導・助言を得るために、専門家及び学識経験者等との協力体制がとれること。

本業務を執行するために必要な(2)で規定する「資格要件」「業務実績」を有する技術者が適正に配置可能なこと

#### 4)業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、どちらも各々1件以上の受注実績を有している者。

同種業務 : 「平成14年度以降に元請けで受注し完了した公共施設としての機械設備に適用される技術基準作成のためのとりまとめ業務」

「平成14年度以降に元請けで受注し完了したダム・堰に設置されるゲート設備の設計業務」

国の機関(事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人含む)の発注業務に限る。

(2)配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・資格要件

次のいずれかの【資格要件】を満たすものを管理技術者として配置できること。

ア) 技術士(建設部門)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。ただし、平成14年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。

イ) R C C M(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあったもので、技術士(建設部門)の資格、又はR C C M(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を取得している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあったもので、土木請負工事・調査・検査・管理の経験が20年以上あり、そのうち総括管理を2年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣が技術士(建設部門)の資格と同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

## 2) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、どちらも各々1件以上の受注実績を有している者。

同種業務 : 「平成14年度以降に元請けで受注し完了した公共施設としての機械設備に適用される技術基準作成のためのとりまとめ業務」

「平成14年度以降に元請けで受注し完了したダム・堰に設置されるゲート設備の設計業務」

国の機関(事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人含む)又は地方公共団体(都道府県、政令市に限る)の発注業務に限る。

## 5. 手続等

### (1)担当部局

〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎一号館7階

国土交通省近畿地方整備局 企画部 施工企画課 機械設備係

TEL: 06-6942-1141 FAX: 06-6942-4439

### (2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年9月25日から平成19年10月4日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで)

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

### (3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年10月5日(金)17時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：  
平成 19 年 10 月 19 日（金） 16 時 00 分
- (4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も 5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。